

【令和7年度沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営事業委託】

# 公募要領

令和6年12月

沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

## 1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業の実施を委託するにあたり、本業務を適切に遂行する能力及び技術力を有し、本業務を実施することに最も適した事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業 務 名 称：令和7年度沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営事業
- (2) 業 務 内 容：沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営事業委託仕様書の定めるところによる
- (3) 履 行 期 間：令和7年4月1日～令和11年3月31日まで
- (4) 提案上限額：令和7年度 30,188,000 円  
令和8年度 30,188,000 円  
令和9年度 30,188,000 円  
令和10年度 30,188,000 円

※優先交渉権者となったものは仕様調整及び契約締結に向け、沖縄市と令和6年度中に調整を行うものとし、現在沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営事業を受託している事業者と業務引き継ぎを上記履行期間開始までに実施することとする。

## 3 選考方法

本業務委託の受託事業者は、公募型企画提案（以下、プロポーザルという。）方式により行う。各事業者より提出された提出書類にて一次審査（書類審査）及び、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

- ①一次審査、二次審査の合計得点が満点の6割以上を満たす者のうち、獲得点数が最上位の事業所を優先交渉権者として決定する。
- ②応募資格要件を満たしていない応募者については、一次審査及び、二次審査は行わない。

#### 4 参加資格

本公募に参加するためには、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 令和6年4月1日時点において、沖縄県指定一般相談支援事業者又は沖縄市指定特定相談支援事業者の指定を受け、かつ沖縄市内に事業所（本店または支店）を置く法人。
- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 市税、国税、社会保険料の滞納していないこと。
- (4) 本市において入札指名停止等を受けていないこと。
- (5) 沖縄市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第15号）第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。
- (6) その他、仕様書に定める委託業務を遅滞なく履行可能なこと。

#### 5 提出書類・提出期限

##### (1) 提出書類

No	提出書類	提出部数
1	参加表明書（様式1）	1～7を1セットとし、 9部 （原本1部、副本8部）
2	応募理由及び企画提案書（様式2）	
3	企業概要書（様式3）	
4	事業計画書（様式4）	
5	職員一覧（様式5）	
6	見積書（参考様式）	
7	添付書類一覧(様式6)	

沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は、次の書類も別途提出すること。

No.	提出書類	提出部数
8	法人の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行から3カ月以内	原本1部
9	財務諸表（損益計算書、貸借対照表）直近2年分	
10	滞納のない証明書 ※発行から3カ月以内 「市町村税」「法人税」「消費税および地方消費税」	

## （2）提出期限

参加表明書（No1）・・・令和6年12月25日（水）17：00まで（必着）  
 その他書類（No2～10）・・・令和7年1月8日（水）17：00まで（必着）

## （3）提出方法

ア 持参による提出とする。郵送による提出は受け付けない。

沖縄市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時（12時～13時除く）までに提出する事。

イ 特記事項

追加資料等の提出を求めることがある。

ウ 参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式7）」を速やかに提出すること。

## （4）提出先

住 所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

所 属：沖縄市役所 障がい福祉課内（沖縄市役所1階）

## （5）提出に関する留意点

ア. 提出書類は全て片面印刷とする。

イ. 提出書類はA4縦型フラットファイルに左閉じとし、全書類にペー

ジ数とインデックスを付すること。

ウ. 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

エ. 提出締め切り後は、提出書類の修正、追加、変更を認めない。

オ. 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

カ. 提出された資料等は、事業者選考に伴う作業等に必要な範囲において、複製する場合がある。

キ. 提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

#### (6) 質問及び回答

本業務仕様書や応募要領等について質問がある場合は、質問書(様式8)にて次のように行うこと。

① 受付期間 令和6年12月12日(木)17時まで

② 提出方法

電子メールにて提出。未送達防止の為、メール送信後は、事務局へ電話での連絡を行うこと。

**※期間を過ぎた質問については、一切回答できません。**

**※メール提出以外での問い合わせは一切回答できません。**

( E-mail : s\_fukusia41@city.okinawa.lg.jp )

③ 質問への回答方法

令和6年12月18日(水)までに沖縄市公式ホームページに掲載する。

#### 6 審査及び選定について

沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営委託業務選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において書類審査及び面接審査を公正かつ厳正に行い、優先交渉権者を選定する。また、次点の交渉権者も併せて選定する。

##### (1) 一次審査(書類審査)

必要書類の提出期限後、その内容について書類審査を実施し、選定結果について別途通知する。

## (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査によって選定されたものについて、二次審査を実施する。

### ① 実施日及び場所

実施日： 令和7年1月20日（月）頃を予定

実施場所： 沖縄市役所

※詳細な日程は後日通知いたします。

### ② 実施方法

ア 応募書類（様式4）の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度

イ その他

- ・二次審査においてはパソコン等を使用できるものとし、投影する大型モニター及びHDMIケーブルは本市で用意する。但し、応募書類以外の追加資料の提出は認めない。

※パソコン及び変換機等は提案者側で用意すること。

ウ 二次審査出席者は、配置予定の業務管理者、実際に業務に携わる責任者等の3名以内とする。

エ 二次審査開始時間に遅刻又は欠席した場合は、参加辞退したものとみなす。

## (3) 審査項目

別紙参照

## (4) 審査結果の通知および公表

全ての参加者に対して、個別に通知し、沖縄市公式ホームページにて公表する。

## 7 優先交渉権者

(1) 本市プロポーザルにて選考された優先交渉権者は、沖縄市と仕様並びに価格等の協議のうえ、決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とはならないので留意すること

と。

- (2) 優先交渉権者と協議が整わない場合、沖縄市は次点交渉権者と協議を行うことがある。
- (3) 受託事業者は、契約時に、本委託業務に従事する者が有する資格を証する書類の写しを添付することとする。(現受託法人が引き続き受託し、既に配置している職員を継続配置する場合を除く)

## 8 契約に関する事項

### (1) 見積徴取の相手先としての特定

優先交渉権者を、本契約に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施する。ただし、次のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定する。

- ① 優先交渉権者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。
- ② 優先交渉権者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 優先交渉権者が見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったとき。

### (2) 請負契約金額

請負契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

### (3) 業務委託実施条件

提案書に記載した配置予定従事者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 9 応募に係るスケジュール (予定)

※下記の日程に変更がある場合のみ連絡いたします。

実施内容	日程
公募告示日	令和6年12月5日(木)
質問及び回答	(受付) 令和6年12月5日(木)～12月12日(木) (回答) 令和6年12月18日(水)までの期間
参加表明書の受付	令和6年12月25日(水)17時まで
応募書類の提出	公募告示～令和7年1月8日(水)
プレゼンテーション (予定)	令和7年1月20日(月) 令和7年1月21日(火)※予備日
選定結果通知日	令和7年1月下旬以降予定
委託契約締結日	令和7年2月予定
事業開始日	令和7年4月1日

**【 提出先・問合せ先 】**

部 署：沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

担 当：新垣

連絡先：T E L 098-939-1212 (内線 3151)

F A X 098-939-7739

E-Mail s\_fukusia41@city.okinawa.lg.jp